

令和 3 年（2021 年）4 月 5 日

指定短期入所事業所等 管理者 様

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部
自立支援担当課長

**短期入所に係る「医療連携体制加算（Ⅳ）～（Ⅵ）」の加算対象者の
確認方法及び認定方法等について**

平素から、札幌市の障がい福祉行政にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和 3 年 4 月の報酬改定により、短期入所の「医療連携体制加算」の報酬区分が、細分化され、医療連携体制加算（Ⅳ）～（Ⅵ）については、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が一定の要件に該当する方に対して看護を行った場合に、加算の算定が可能となります。

つきましては、当該加算については、下記のとおり、取扱うことといたしますので、関係職員にご周知いただきますようお願いいたします。

記

1 医療連携体制加算（Ⅳ・Ⅴ）及び（Ⅵ）に係る算定要件の概要

(1) 医療連携体制加算（Ⅳ・Ⅴ）

福祉型短期入所サービス費を算定する事業所において、医療機関等との連携により、医療的ケアの判定スコア（以下「判定スコア」という。）（別紙 1）の医療的ケアの項目に掲げる医療行為のいずれかに該当する方又は医師意見書により医療が必要であるとされる方に対して、看護を行った場合に算定が可能。

(2) 医療連携体制加算（Ⅵ）

福祉型短期入所サービス費を算定する事業所において、医療機関等との連携により、札幌市が加算対象者として認定した方（判定スコアのそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアの合計点数が 16 点以上の方）に対して、通算 8 時間以上の看護を行った場合に算定が可能。

2 医療連携体制加算（Ⅳ・Ⅴ）の加算対象者の確認方法

事業所が、判定スコアの項目に掲げる医療行為のいずれかへの該当有無を、保護者や主治医、看護職員等への聞き取り等により、確認する。（各区保健福祉部への届出は不要）

3 医療連携体制加算（Ⅵ）の加算対象者の認定までの流れ

医療連携体制加算（Ⅵ）を算定するためには、事業所が医療機関等と委託契約を締結している必要がある等、事業所の体制が整っていることが前提であり、また、利用者の医療的ケアの状況は、実際に、医療的ケア児者への支援体制を構築して支援を行っている事業所が最も詳しいことから、当該加算の算定を行おうとする事業所は、お手数ですが、以下の手順により、加算対象者の申出を行っていただきますようお願いいたします。

【事業所】

- (1) 医療連携体制加算（Ⅵ）を算定するための体制が整っている事業所は、判定スコアの合計点数が16点以上と見込まれる利用者に対し、「医療的ケアの判定スコアに係る制度概要資料」（別紙2）等により、判定スコアや当該加算の算定についての説明を行うとともに、「障害福祉サービス等利用における医療的ケア判定スコア」（以下「判定スコア表」という。）（別紙3）を渡し、医師の判定を受けるよう伝え、判定後は、判定スコア表を事業所に提出するよう依頼する。
- (2) 医師の判定後、事業所は、利用者から判定スコア表の提出を受け、「医療的ケア児者に係る対象者認定申出書」（別紙4）と判定スコア表を各区保健福祉部へ提出する。

※ 申出にあたっては、事前に、利用者から同意を得ること。

【各区保健福祉部】

- (3) 各区保健福祉部は、判定スコア表を確認し、判定スコアの合計点数が16点以上の場合は、障害福祉サービス受給者証の「支給量等」欄に、「医療連携体制（16点以上）」と記載した、障害福祉サービス受給者証を交付する。

4 短期入所の支給決定期間の更新時の対応について

短期入所の支給決定期間の更新後も引続き、医療連携体制加算（Ⅵ）の加算対象者として認定が必要な場合は、判定スコア表の提出が必要となります。

当該加算対象者については、更新時においては、医療型短期入所事業所を利用している等、医療連携体制加算（Ⅵ）の算定が可能な事業所を利用していない場合もあり、その場合は判定スコア表の提出は不要となることから、

更新後も引続き、加算対象者として認定が必要な場合は、「3 医療連携体制加算（VI）の加算対象者の認定までの流れ」と同様の手順で、事業所から、支給決定有効期間が終了するまでに、医療的ケア児者に係る対象者認定申出書及び判定スコア表を各区保健福祉部までご提出いただきますようお願いいたします。

5 備考

- (1) 令和3年4月中に判定スコア表の提出があった方に限り、令和3年4月1日から遡及して、医療連携体制加算（VI）の加算対象者として認定を行うこととします。
- (2) 医療連携体制加算の算定要件の詳細については、厚生労働省告示によりご確認ください。
- (3) 「医療的ケアの判定スコアに係る制度概要資料」は、区役所向けに作成したものではありませんが、利用者への説明の際に、適宜、ご活用ください。
- (4) 判定スコアに関しては、判定スコアに係る Q&A（別紙5）を適宜、ご確認いただき、利用者への説明に際し、ご活用ください。

6 参考資料

- (1) 医療的ケアの判定スコア …別紙 1
- (2) 医療的ケアの判定スコアに係る制度概要資料 …別紙 2
- (3) 障害福祉サービス等利用における医療的ケア判定スコア …別紙 3
- (4) 医療的ケア児者に係る対象者認定申出書 …別紙 4
- (5) 判定スコアに係る Q&A …別紙 5
- (6) 令和3年3月23日 官報号外第64号
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省令告示第523号）（抄）…別紙 6
- (7) 令和3年3月23日 官報号外第64号
「厚生労働大臣が定める者」（平成18年厚生労働省令第556号）（抄）…別紙 7
- (8) 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q&A VOL.1（抄） …別紙 8

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市障がい福祉課 給付管理係

Tel 011-211-2938 Fax 011-218-5181

E-mail: sapporo.jiritsushien@city.sapporo.jp